

帯広市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月24日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第28号

帯広市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

帯広市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和60年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1に次のように加える。

大空地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された帯広圏都市計画大空地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------	---

別表2に次のように加える。

大空地区地区整備計画区域	沿道 サー ビス 地区	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外のもの (1) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの （3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (4) 法別表第2（い）項第9号に定める建築物			500 (法別表第2 (い) 項第9号 に定めるものは、この限りではない。)	外壁等の 中心線か ら敷地境界線までの距離	1.0
	一般 住宅	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外			200	外壁等の 中心線か	1.0

地区	のもの (1) 住宅（長屋を除く。） (2) 住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第 130 条の 3 で定めるもの				ら敷地境界線までの距離		
低層専用住宅地区	次に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外のもの (1) 住宅（長屋を除く。）		200		外壁等の中心線から敷地境界線までの距離	1.0	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。